

氏名	大澤 朋子
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記の番号	甲第178号
学位授与年月日	2014（平成26）年9月19日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	児童養護施設における「家族再統合」 —「場」への包摂と「関係」への収斂—
論文審査委員	主査 岩田正美（社会福祉学専攻 教授） 副査 林 浩康（社会福祉学専攻 教授） 副査 渡部律子（社会福祉学専攻 教授） 副査 庄司洋子（立教大学名誉教授） 副査 岩田美香（法政大学教授）

論文の内容の要旨

1. 研究の目的と方法

わが国の社会的養護の担い手の一つである児童養護施設は、近年多くの被虐待児童を受け入れており、それらの児童を含めて、2004年度から「家族再統合」支援を担う家庭支援専門相談員（FSW）が配置されるようになった。本研究の目的は、児童養護施設のFSWが、入所児童の退所に際してどのような「家族再統合」を達成しようとしているのかを、FSWの実際の業務内容と、「家族再統合」についての考えを通じて明らかにし、社会的養護の現場で模索されている「家族再統合」の意味を考察することである。このため、全国の児童養護施設（調査当時579）のFSWへのアンケート調査（回収率22.8%、有効131票）および異なった地域・施設に所属する6名のFSWへのインタビュー調査を実施した。

2. 本論文の構成

第1章では、児童虐待の社会問題化およびそれへのわが国の対策のプロセスを3期に時期区分して考察し、その対策の一環として、2004年度に児童養護施設をはじめ児童福祉施設に家庭支援専門相談員制度が導入された経緯を述べた。この背景として（1）児童虐待相談件数の増加に伴う児童相談所の対応の限界（2）1990年代以降児童養護施設は急増する被虐待児を積極的に受け入れ、入所児童の過半数が被虐待児となる中で、措置待機児童の増加によって早期退所への圧力が高まった（3）「家族再統合」概念の導入等、社会的養護への社会的要請の変化、の3点を確認した。その上で、児童虐待問題、家庭支援専門相談員制度、社会的養護およびファミリーソーシャルワークに関する先行研究の検討を行い、実際の家庭支援専門相談員（FSW）の業務の分析からFSWの目指す「家族再統合」の意味を問う本研究の位置づけを行った。

第2章では、本研究のキー概念である「家族再統合」を先行研究から整理した。「家族再統合」は、広義にはMaluccioらの「自宅外措置を受けた子どもを、実の家族と再び関係づける、計画に基づいた援助過程」であり「それぞれの子どもとその家族が、その時点でもっとも適切なレベルを回復し、維持す

ること」という解釈が一般的であるが、狭義には家庭復帰を意味する。わが国では広義に理解される場合でも、プロセスとしての要素が欠落しており、親子関係のアセスメント指標開発や支援プログラム開発が家庭復帰のみを念頭に置いているなど、「家族再統合」をめぐる議論は十分に成熟していない。

そこで本論文では「家族再統合」を、「分離を経験した親子が、種々の援助の提供を受けて、再び親子としての関係を築く過程、およびその親子にとって最も適切な物理的・心理的距離を伴う関係を達成すること」とであると暫定的に定義し、全国の児童養護施設へのアンケート調査から、FSWの考える「家族再統合」とは何かを検討した。調査票は施設の方針や業務形態、フェイスシートのほか、すでに終結しているケースの中から「家庭復帰」と「社会的自立」という対照的な退所ケースをそれぞれ1ケースずつ取り上げてもらい、それらのケースにおいて、FSWがゴール決定をどのように判断し、具体的にどのような支援業務を行ったかを自由に記述してもらった。また「家族再統合」について、日頃の業務を通じて考えていることも自由記述でたずねた。

回答者は男女比ほぼ半々、30～50歳代に主に分布し、7割以上が児童養護施設のケアワーカー（CW）の経験者であった。勤務形態は97%が常勤であるが、専門者は27%に留まっている。「家族再統合」をどうとらえているか、狭義から広義まで6つの段階を追って作成した選択肢を示して複数回答でたずねた。その結果、狭義（66.4%）と広義（48.9%）の両極端の2つが主に支持された。

第3章は、アンケート調査の2種類の退所ケースで行った支援内容の自由記述回答を、子どもの入退所時年齢およびFSWの勤務形態によって分類したうえで、KJ法によって分析したものである。「社会的自立ケース」は「家庭復帰ケース」に比べ入退所時年齢平均は高く、平均入所期間も長い。

FSWは「生活安定化型」支援・「関係改善型」支援・「家庭再構成型」支援の3つの支援を通じて「家庭支援役割」を、また「環境整備型」支援・「成長促進型」支援の2つの支援を通じて「社会的自立支援役割」を果たそうとしていた。「関係改善型」支援および「成長促進型」支援は子どもや親個人に働きかけるもので、CWの業務との共通性が高く兼業FSWが重視している。一方「生活安定化型」支援および「環境整備型」支援は、地域の関係機関等に働きかけるもので、特に専門FSWが重視している。なお、いずれの退所事例でもこの2つの役割は発揮されているが、それぞれの表れ方には差があった。またFSWが想定する家族は必ずしも元の家族ではなく、「家庭再構成型」支援が行われていた。他方で、【FSWの関与機会の不足】というネガティブなカテゴリーが兼業群にのみ抽出された。

第4章ではFSWへのインタビュー調査データの分析を行った。分析は、SCAT（Steps for Coding and Theorization）分析法を用い、4段階のスマールステップを踏みながらデータをコーディングし、ここから導き出された概念をすべて用いて6つのストーリーラインを書き起こし、さらにそれを断片化することで得た80の論理記述を13のカテゴリーに分類した。

13のカテゴリーを要約すると（1）家庭支援専門相談員制度導入によって職員全体に早期家庭復帰への意識づけはなされたが、家庭復帰ケース数は増加していない（2）FSWの主たる役割は施設内外で連携を結ぶことである（3）関係機関との関係では児童相談所と対等関係が構築されつつある（4）入所期間や社会的養護の質は施設の立地による地域差がある（5）家庭復帰という退所法が明確に目標化された（6）家庭復帰は全ケースで検討され、支援プロセスの明確化が重視される（7）FSWは家庭復帰を妨げるものを復帰家庭の生活基盤の脆弱さであると認識している（8）FSWの家族観は「わずかなつながりでも家族

は家族」(9) 児童養護施設の専門性はケアワークにある(10) 児童養護施設にできる「家庭支援」は子育てスキルの伝達(11) FSWとして感じる困難は家庭の多様な脆弱性に介入できないこと(12) 児童養護施設の将来に向けた課題としては養護水準と認知度の向上(13) 施設規模と FSW の最適な配置は不明確、である。以上から、FSWは家庭復帰を明確な退所目標とし、施設内外で連携を深めているが、家庭への支援が子育て支援に終始し、家庭の脆弱性へ直接介入できないために、家庭復帰できない場合は、親子関係の維持という広義の「家族再統合」へ転換していくことが示唆された。

第5章では、調査から導かれた FSW の「家族再統合」の考えを、子どもとその親の家庭の側から考察した。子どもの保護を目的とした親子分離は、子どもにとっては家庭からの排除経験であり、その家庭自体も複合的な困難を抱えて社会の周縁に存在しているという「二重の排除」状態に陥っていることが少なくない。この「二重の排除」としての親子分離を親子にとって価値ある体験に変えていくために、FSWは2つの未来を見据えて支援することになる。一つは近未来に「帰せる場」としての家庭であり、もう一つは「いつかは赦せる親」になるための親子関係の再構築である。FSWの考える「家族再統合」は、前者すなわち「場」への包摂および、後者すなわち「関係」への収斂の2パターンに分岐されていく。「場」とは時間的・空間的に一定の持続性を持ち子育ての「場」として成立する「家庭」のことで、措置前の家族の再編成も行われる。子どもが再び「場」に包摂されるために、同時に「場」それ自体も社会へと包摂し直す二重の包摂が必要である。一方、そのような子育ての「場」が成立しないとき、FSWの目指す「家族再統合」は親と子の二者「関係」へと収斂し、親との縁を繋ぎとめてくことが子どもにとって重要だとする家族観が打ち出されていく。いずれのパターンにおいても、退所した子ども、その家族ともにコミュニティから切り離され、社会の周縁に在り続けていく可能性は否めず、サポートが必要だと認識はあるが、それは FSW の職分を超えており、誰によって担われるのかは不明なままである。

3. 結論

終章では、FSWが達成しようとしている「家族再統合」を、それまでの検討を踏まえて再定義した。すなわち、「分離を経験した親子が、種々の支援により双方の課題を達成して、子育ての「場」としての「家庭」へ子どもが包摂されること、および物理的・心理的距離に関わらず親子の「関係」を維持すること」である。重要なのは、まず「場」への包摂の可能性すなわち「帰せる家庭」の判断が先にあり、これが不可能と判断された時に「関係」のつなぎとめに方向転換することである。地域の利用可能な資源や早期退所への圧力の制約の中で、FSWは「思い切った家庭復帰」を目指しながら、それが達成されなければ広義の「家族再統合」に転換するという、二重に仕組まれた構造が作られている。

最後に、現行の家庭支援専門相談員制度がより発展的に機能するためには、3つ課題があることを指摘した。第一に、施設に配置された FSW は入退所の措置権を持たない上、勤務上の制約から地域に出て支援を行っていくという課題がある。この中で FSW たちの間には、ケアワークを基盤としながら、そこにソーシャルワークを上乗せするような方法でこの制約を乗り越えようとする兆しがある。第二に、複合的な不利を抱えた家族に対する FSW の支援が成果をあげるために、地域の支援力の強化と児童福祉の枠を超えたサポートネットワークの構築という課題がある。第三に、家庭復帰指針だけではなく、これまで FSW の個別の努力に委ねられてきた業務の蓄積をベースに、FSW の参照基準となるような業務指針が策定される必要がある。

以上

論文審査結果の要旨

論文の内容の要旨

1. 研究の目的と方法

わが国の児童養護施設は、近年多くの被虐待児童を受け入れており、それらの児童を含めて、2004年度から「家族再統合」支援を担う家庭支援専門相談員（以下 FSW と略）が配置されるようになった。本研究の目的は、児童養護施設の FSW が、入所児童の退所に際してどのような「家族再統合」を達成しようとしているのかを、FSW の実際の業務内容と、「家族再統合」についての考えを通じて明らかにし、社会的養護の現場で模索されている「家族再統合」の意味を考察することである。

2. 本論文の構成と要旨

第1章では、児童虐待の社会問題化およびその対策の一環として、児童福祉施設に家庭支援専門相談員制度が導入された経緯を（1）児童虐待相談件数の増加に伴う児童相談所の対応の限界（2）児童養護施設入所児童の過半数が被虐待児となる中で、措置待機児童の増加によって施設からの早期退所への圧力が強まった（3）「家族再統合」概念の導入による社会的養護の役割変化、から確認した。

第2章では、本研究のキー概念である「家族再統合」を先行研究から整理した。「家族再統合」は、広義には Maluccio らの解釈が一般的であるが、狭義には家庭復帰を意味する。わが国では、親子関係のアセスメント指標開発や支援プログラム開発が家庭復帰のみを念頭に置いているなど、「家族再統合」をめぐる議論は十分に成熟していない。本論文では「家族再統合」を、「分離を経験した親子が、種々の援助の提供を受けて、再び親子としての関係を築く過程、およびその親子にとって最も適切な物理的・心理的距離を伴う関係を達成すること」であると暫定的に定義し、全国の児童養護施設（調査時 2011 年 11 月時点 579）の FSW へのアンケート調査（回収率 22.8%、有効 131 票）および異なった地域・施設に所属する 6 名の FSW へのインタビュー調査を実施した。調査票は施設の方針や業務形態、フェイスシートのほか、すでに終結しているケースのなかで「家庭復帰」と「社会的自立」退所ケースをそれぞれ 1 つ取り上げてもらい、FSW がゴール決定をどのように判断し、どのような支援業務を行ったかを自由に記述してもらった。また「家族再統合」について、日頃の業務を通じて考えていることも自由記述でたずねた。回答者は男女比ほぼ同率、30～50 歳代に主に分布し、7 割以上が児童養護施設のケアワーカー（CW）の経験者であった。勤務形態は 97%が常勤、専門者は 27%であった。「家族再統合」について、狭義から広義まで 6 つの段階で作成した選択肢を示して複数回答でたずねた結果は、狭義（66.4%）と広義（48.9%）の両極端が支持された。

第3章は、アンケート調査の2種類の退所ケースで行った支援内容の自由記述回答を、子どもの入退所時年齢および FSW の勤務形態によって分類したうえで、KJ 法によって分析した。「社会的自立ケース」は「家庭復帰ケース」に比べ入退所時平均年齢は高く、平均入所期間も長い。FSW は「生活安定化型」支援・「関係改善型」支援・「家庭再構成型」支援の3つの支援を通じて「家庭支援役割」を、また「環境整備型」支援・「成長促進型」支援の2つの支援を通じて「社会的自立支援役割」を果たそうとしていた。「関係改善型」支援および「成長促進型」支援は子どもや親個人に働きかけるもので、CW の業務との共通性が高

く兼業 FSW が重視している。一方「生活安定化型」支援および「環境整備型」支援は、地域の関係機関等に働きかけるもので、特に専業 FSW が重視している。また FSW が想定する家族は必ずしも元の家族とは限らず、「家庭再構成型」支援が行われていた。

第4章では FSW へのインタビュー調査データの分析を行った。分析は、SCAT (Steps for Coding and Theorization) 分析法を用い、導き出された概念をすべて用いて6つのストーリーラインを書き起こし、さらにそれを断片化することで得た80の論理記述を13のカテゴリーに分類した。

この結果、家庭支援専門相談員制度導入によって職員全体に早期家庭復帰という目標が明確にされ、全ケースで家庭復帰への支援プロセスの明確化が重視されたが、家庭復帰ケース数は増加していないことが示された。また FSW の主たる役割は施設内外で連携を結ぶことであり、児童相談所と対等関係が構築されつつあるとの認識がある一方で、関係機関職員の個人的資質や地域特性によって連携のしやすさには差がある。FSW は家庭復帰を妨げるものを、復帰家庭の生活基盤の脆弱さであると認識しているが、児童養護施設の専門性は子育てスキルの伝達と親との信頼関係構築に集中しており、家庭の多様な脆弱性に介入する権限も手法も持っていないと考えている。また FSW の最適な配置は不明とされたが、養護施設の社会的認知の向上が不可欠であるとしている。

第5章では、調査から導かれた FSW の「家族再統合」の考えを、子どもとその親の排除という側面から考察した。親子分離は、子どもにとっては家庭からの排除経験であり、その家庭自体も複合的な困難を抱えて社会の周縁に存在しているという「二重の排除」状態に陥っていることが少なくない。この「二重の排除」としての親子分離を親子にとって価値ある体験に変えていくために、FSW は2つの未来を見据えて支援することになる。一つは近未来に「帰せる場」としての家庭であり、もう一つは「いつかは赦せる親」になるための親子関係の再構築である。FSW の考える「家族再統合」は、前者すなわち「場」への包摂および、後者すなわち「関係」への収斂の2パターンに分岐されていく。「場」とは時間的・空間的に一定の持続性を持ち子育ての「場」として成立する「家庭」のことで、措置前の家族の再編成も行われる。他方、そのような「場」が成立しないとき、「家族再統合」は、親との縁をわずかでも繋ぎとめようとする「関係」構築という意味に転換されていく。いずれにおいても、退所後の子供や家庭へのサポートが必要だとの認識はあるが、それは FSW の職分を超えており、誰によって担われるのかは不明なままである。

3. 結論

終章では、FSW が達成しようとしている「家族再統合」を、「分離を経験した親子が、種々の支援により双方の課題を達成して、子育ての「場」としての「家庭」へ子どもが包摂されること、および物理的・心理的距離に関わらず親子の「関係」を維持すること」と再定義した。重要なことは、まず「場」への包摂の可能性＝「帰せる家庭」の判断が先にあり、これが不可能な時に「関係」の繋ぎとめへと方向転換することである。地域資源の制約や早期退所への圧力の中で、FSW は「思い切った家庭復帰」を目指しながら、それが達成されなければ広義の「家族再統合」に転換するという、二重に仕組みられた支援を行うことになる。

最後に、現行の家庭支援専門相談員制度がより発展的に機能するための課題として三点指摘した。(1) 施設に配置された FSW は入退所の措置権を持たない上、勤務上の制約から地域に出て支援を行いくい。

(2) 複合的な不利を抱えた家族に対する FSW の支援には児童福祉の枠を超えたサポートネットワークの

構築が不可欠。(3) 家庭復帰指針だけではなく、FSW の参照基準となるような業務指針が策定される必要がある。

論文審査の結果の要旨

本論文は、近年児童福祉施設に導入された家庭支援専門相談員 (FSW) について、未だ基本的な統計も評価研究もほとんどない中で、期待されている「家族再統合」の現実とその意味を、FSW への量的および質的調査から考察しようとした、探索的・先駆的な研究である。

審査委員会では、本論文の評価すべき点として、主に以下の三つが指摘された。

第一に、とりあげられたテーマは、児童養護問題の中核にある重要なものであり、これまで研究者たちの間でも議論があったが、FSW 自身の仕事内容とその考えから、再度問い直した点に本論文の新しさと意義がある。このテーマの重要性からみて、今後さらにより多くの研究者による深い掘り下げがなされる必要があるが、この論文は今後のこの分野の研究者に対する刺激と示唆を与えるものと評価できる。

第二に、全国の児童養護施設を対象とした量的調査データと、その量的調査の自由記述部分、および6名のFSWへのインタビューを素材とした質的データを、丁寧に分析し、その分析結果に関して、洞察力に富む考察が行われている。とりわけ「家族再統合」を家庭という「場」への包摂と、それが不可能な場合に親子「関係」の繋ぎとめに収斂していくという二重構造の考察は、十分説得的である。また質的データから生成された概念の整理、解釈は見事である。これらは「家族研究」としても展開可能な視点であるとの評価もあった。

第三に、新たな制度導入による「現場」の混乱や、課題を整理する余裕のないまま日々葛藤の中で実践しなければならない職員たちの現実に視点を据え、それを研究へ展開させたことは、実践からの理論化という意味で、「現場」と「研究」をつなぐ意欲的な研究としても評価される。同時に、従来から家庭復帰という概念を漠然と目標化させてきた実践の危うさに対する警鐘であるということもできる。

本論文の審査の中で、なお検討を要する点として次が指摘された。

第一に、本研究は「虐待問題」と措置待機児童の拡大を契機とした家庭支援専門相談員制度に焦点を当てたため、それが配置された児童養護施設それ自体、また従来から議論がなかったわけではない「家族支援」についての先行研究の検討が必ずしも深まっていない。また特に海外のファミリーソーシャルワークについての先行研究については、今後さらにより深い検討が必要である。

第二に、量的調査と質的調査の異なった調査法を採用しながら、アンケート調査に自由記述部分を多くしたため、調査回収率が低くなったことは残念である。この種の調査が少ないだけに、全国の施設を対象としたアンケート調査では量的調査として処理できる項目を中心として設計すれば、回収率も高まり、全体像が描けたのではないかと。また、質的データ分析に用いたKJ法やSCAT法は、汎用的に使用されているが、このテーマとの適合性についてもさらに検討が必要と思われる。

第三に、児童虐待問題を制度導入の背景としながら、調査分析では、虐待内容（種類）との関連での分析が弱かったのは惜まれる。

以上のように、本論文はなお検討すべき課題を少なからず持っているが、本論文のテーマの重要性、先駆性、分析考察の明晰性、現場への貢献をなし得る研究という観点から、十分評価に値するものである。なお、調査に際しては、「日本女子大学ヒトを対象とした実験研究に関する倫理審査委員会」の承認を得ていることを確認した。

結 論

本委員会の結論として、本論文が課程博士（社会福祉学）の学位を授与するにふさわしいと委員全員が判断したことを報告する。

以上